大崎市役所新庁舎カフェ 運営事業者募集について

市では、新庁舎の基本方針のひとつとして「みんなに利用しやすく、親しみのある庁舎」が掲げられており、市民同士の交流の場としての機能のひとつとして、庁舎内にカフェスペースを設置することから、その運営事業者の方を募集します。

応募方法

- ○応募書類受付期間
- 令和5年2月3日8時30分から令和5年2月17日午後5時まで(必着)
- ○応募書類提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。持 参による場合は、市役所開庁時間内にすること。

なお、詳細は大崎市のWEBサイトでご確認ください

https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/jigyoshamuke/13961.html



問い合わせ先

〒989-6188 大崎市古川七日町1-1 市役所西庁舎4階 大崎市市民協働推進部政策課 庁舎整備調整担当 佐藤健一 電話番号: 0229-23-2129 ファクス: 0229-23-2427

大崎市役所新庁舎カフェ運営事業者募集実施要項(抜粋)

○事業の目的

大崎市では、新庁舎の基本方針のひとつとして「みんなに利用しやすく、親しみのある庁舎」が掲げられており、市民同士の交流の場としての機能のひとつとして、庁舎内にカフェスペースの設置を予定している。

より賑わいのある交流施設とするため、来庁者及び職員等に飲食や軽食等の質の高いサービスを提供できる事業者を公募により選定する。

- (1) 事業内容 カフェの運営(飲料および軽食等の提供,一部物販)
- (2) 実施場所 大崎市新庁舎 延床面積 12,805 ㎡ (うちカフェ 面積 11.52 ㎡)

(3)貸付料 年額 340,800円

- (4)貸付期間 業務開始予定日(令和5年5月8日)から5年間
- (5) 営業日 庁舎開庁日(土曜日,日曜日,国民の祝日及び年末年始を除 く日)は原則とするが、閉庁日も営業可能である。
- (6) 営業時間 午前9時から午後9時までの範囲内で事業者が定める時間とする。ただし、午前10時から午後3時までの時間帯を基本とする。

〇選定方式

市民等の憩いや、交流の場の核となり得るカフェ運営であることから、事業者の能力などを総合的に判断する必要があるため「提案書」の内容評価により事業者の選定を行う。

- 〇スケジュール
 - 公募開始(市ウェブサイト等掲載) 令和5年1月17日(火)
 - ・質問書提出締め切り 令和5年2月3日(金)
 - ※質問がある場合は、様式1号の質問書によりメールで提出すること。
 - 質問の回答
 - ※令和5年2月10日(金)までに市ウェブサイトで公表します。

〇応募書類受付期間

令和5年2月3日から令和5年2月17日午後5時まで(必着)

○詳細情報は大崎市ウェブサイトに掲載

https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/jigyoshamuke/13961.html

○問合せ先 大崎市市民協働推進部政策課 庁舎整備調整担当 佐藤健一

〒989-6812 大崎市古川七日町1番1号

電 話 0229-23-2129 F A X 0229-23-2427

Eメール <u>seisaku@city.osaki.miyagi.jp</u>